

消費税軽減税率説明会のご案内

問 大隅税務署 総務課
☎099-482-0007

曾於市商工会、志布志市商工会及び大崎町商工会と大隅税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越しください。

- 平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。
- 軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【開催日時・会場等】

	日 時	会 場	備 考
①	12月4日(火) 14時00分～15時30分	志布志市商工会館 3階 (志布志町志布志3225-5)	・定員50名 ・11月30日(金)17時までに お電話で申し込み願います。
②	12月4日(火) 14時00分～15時30分	大崎町商工会館 2階 (大崎町仮宿1032-2)	・定員50名 ・11月30日(金)17時までに お電話で申し込み願います。
③	12月5日(水) 14時00分～15時30分	曾於市商工会末吉本所 3階 (末吉町二之方1984-2)	・定員50名 ・11月30日(金)17時までに お電話で申し込み願います。

- ・駐車場には限りがあり、混雑が予想されますので、なるべく乗り合い等によりお越しください。
- ・会場の席数に限りがございますので、参加の際は事前に下記の窓口へお申し込み願います。

《申込み・お問合せ窓口》

- ① 志布志市商工会志布志本所 ☎099-472-1108
 - ② 大崎町商工会 ☎099-476-0136
 - ③ 曾於市商工会末吉本所 ☎0986-76-0232
 - ※ 大隅税務署 総務課 ☎099-482-0007
- 税務署にご連絡の際は、自動音声案内に従って『2』を選択してください。